

雇用を増やしながらか事業の拡大を
お考えの民間事業者の皆様へ！



松浦市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業 補助金(事業拡充支援)の募集を開始します！

募集期間

令和6年5月1日(水)～7月12日(金) 午後5時必着

【補助対象者】

市内で対価を得て事業を営む個人または法人であって、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るため雇用拡大、設備投資を行う、常時使用する従業員の数が30人未満である民間事業者

【事業の実施要件】

以下の★①～③のすべてを満たし、かつ、◆④～⑥のいずれかに該当する必要があります。

- ★①生産能力の拡大や商品・サービスの付加価値向上、販路拡大などにより、雇用拡大を図る事業の拡充であること。
- ★②本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するもの。
- ★③事業の拡充に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が見込まれること。
- ◆④地域が抱える課題の解決に資する事業
(例：移動販売などの買い物支援サービス事業、デマンドタクシーや福祉バスなどの移動手段を提供する事業など)
- ◆⑤移住の促進につながる事業
(例：空き家活用事業、子育て支援事業、教育支援事業など)
- ◆⑥関係人口の創出・拡大につながる事業
(例：サテライトオフィスやコワーキング施設の整備・運営を行う事業、農家漁家民泊事業など)

【補助対象経費】

人件費、店舗等借入費、設備費、改修費、広告宣伝費、研究開発費、市外からの事業所移転費、従業員の教育訓練経費、その他特に必要と認められる経費

【補助率・補助限度額】

補助率：補助対象経費の2/3以内 補助限度額：400万円

【申請書類】

事業計画書、収支予算書、事業費内訳書、直近の確定申告書・決算書・事業報告書、納税証明書、履歴事項全部証明書など

【注意事項】

- (1) 同一・類似の事業で他の補助を受ける場合は、応募することができません。
- (2) 審査会において補助対象者を選定します。
- (3) 市税等の滞納がないことを要件とします。

詳しくは、市ホームページの
公募要領をご覧ください ⇒



【問合せ・申込み先】

松浦市役所 産業振興課 商工振興係

担当：梶川、林

〒859-4598 松浦市志佐町里免 365 番地

TEL：0956-72-1307 FAX：0956-72-2292

E-mail：sangyou@city.matsuura.lg.jp